

身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月 西日本旅客鉄道株式会社公告第 7 号）の一部を次のように改正し、  
2026 年 3 月 14 日から施行します。

2026 年 2 月 27 日

現行	改正
<p data-bbox="405 344 475 376">(前略)</p> <p data-bbox="121 445 237 477">(取扱区間)</p> <p data-bbox="89 495 804 566"><b>第 5 条</b> 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="121 584 804 745">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅<u>相互区間</u>とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、<u>片道の</u>営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="121 763 804 835">(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p data-bbox="400 898 491 929">(以下略)</p>	<p data-bbox="1145 344 1216 376">(前略)</p> <p data-bbox="858 445 975 477">(取扱区間)</p> <p data-bbox="829 495 1544 566"><b>第 5 条</b> 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="858 584 1544 745">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅<u>相互間</u>とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="858 763 1544 835">(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p data-bbox="1129 898 1220 929">(以下略)</p>